

認証評価と大学図書館（（独）大学評価・学位授与機構による評価の例）

評価の基準

○「大学評価基準」(平成20年2月改訂)

基準8 施設・設備

8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

(趣旨) 図書館が整備され、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供していなければなりません。

(基本的な観点) 8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

自己評価の根拠となる資料・データ等例（自己評価実施要項平成23年度実施分より）

評価基準	必要と考えられる資料・データ
基準8 施設・設備 8-1-①	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、図書資料等の整備方針 ・図書等の資料(電子ジャーナル、ソフトウェア、視聴覚教材等を含む。)の内容等のデータ、利用実績等が確認できる資料 ・図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズの具体的事例等

※評価基準には図書館に関する言及がないものの、必要と考えられる資料・データに言及がある項目

評価基準	必要と考えられる資料・データ
基準3 教員及び教育支援者	3-4 ① (事務職員、技術職員等の教育支援者の配置、TA等の教育補助者の活用について) ・教育活動に関わる技術職員、 図書館の司書職員等 の配置状況が確認できる資料
基準5 教育内容及び方法	5-2-③ (自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等について) ・ 図書館の利用時間の延長 、講義室利用許可制、自習室の設置等、自主学習への配慮が確認できる資料
	5-2-④ (夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割、指導について) ・サテライトキャンパスを設置している場合には、講義室、演習室、自習室、 図書室等 の活用状況が確認できる資料